

生活保護受給申請に係る扶養照会の当市での実態

健康福祉部 生活援護課

1 生活保護申請における扶養照会について

生活保護の申請が行われた場合、生活保護法第4条第2項において扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」と定められていることから、扶養義務者（三親等内の親族）に扶養照会を行っています。

しかし、申請者の方々には、これまでの扶養義務者との事情もあるため、本市では相談時や申請時に丁寧に聞き取りを行い、機械的に照会を行うのではなく、申請者の方に寄り添った対応を行っています。

また、令和3年2月26日には、厚生労働省通知「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」が出され、扶養照会の判断基準が緩やかになりました。通知の内容としては、音信不通期間が20年程度であれば扶養照会不要とされていたものが10年程度で扶養照会不要となり、要保護者の自立を阻害する場合等は照会を控えても構わないというものです。以前より、要保護者に寄り添った対応をしていたため、この通知により本市が対応を変更することはありません。

2 令和2年度新規保護開始者における扶養照会実績

- ・ 開始世帯数 215 世帯
- ・ 扶養義務者数 706 人
- ・ 扶養照会が適当でない又は扶養の履行が期待できない者 388 人
- ・ 扶養照会数 318 人